

第2回障害者福祉センター（門真市保健福祉センター内）

指定管理者候補者選定委員会会議録

1. 開催日時 平成25年10月10日（木）午後1時30分～午後4時30分
2. 開催場所 門真市役所別館3階第3会議室
3. 出席者 (委員)小寺委員、渡部委員、橋本委員、白木原委員、下治委員
(事務局)中道健康福祉部次長、寺西障がい福祉課長、池尻障がい福祉課長補佐、橋障がい福祉課長補佐、野口障がい福祉課主任
4. 内容 開会、会議の進め方の説明、審査基準の説明、第2次審査（プレゼンテーション審査）、休憩（集計）、審査結果の報告、総評、閉会
5. 傍聴定員 ー（非公開のため）
6. 担当部署 (担当課名)健康福祉部 障がい福祉課
(電話)06-6902-6154（直通）
7. 会議録

【事務局】 開会に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、第2回障害者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者選定委員会 次第でございます。

以下「センター指定管理者選定委員会」と表現させていただきます。

資料1「センター指定管理者選定委員会 席次表」でござります。

資料2「センター指定管理者選定委員会 予定表」でございます。

資料3「センター指定管理者選定委員会 第1次審査結果報告」でござります

資料4「センター指定管理者選定委員会 第2次審査結果配点表(案)」でございます。

資料5「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」でございます。

資料に不足はございませんでしょうか。

【事務局】 ただ今より、第2回障害者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。

はじめに、委員5人中5人が出席されております。

資料5の「指定管理者の指定の事務条例施行規則第10条第2項」の規定により、委員の過半数が出席されておりますので、会議が成立していることを報告させていただきます。

それでは、この後の議事運営を小寺委員長にお願いしたいと存じます。小寺委員長よろしくお願い致します。

【委員長】 委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にも関わりませず第2回選定委員会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、1次審査通過の3団体によるプレゼンテーションと質疑応答を行っていただきますので、第1回選定委員会の結果をふまえたご審議をお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、それぞれ意見交換を行っていただき、施設の管理者にふさわしい団体を選定いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、会議冒頭の挨拶とさせていただきます。

それでは、本日の会議をはじめさせていただきます。

案件2及び3会議の進め方、審査基準について、事務局より説明願います。

【事務局】 それでは、事務局から会議の進め方、審査基準についての事務局（案）をご説明いたします。

第2次審査からは、1次審査通過の3団体によるプレゼンテーションになります。

プレゼンテーションの順番ですが、資料2の「予定表」をご覧ください。

最初は、社会福祉法人 晋栄福祉会

次は、アースサポート 株式会社

3番目は、株式会社 オールケアライフ

の順番となっております。

なお、この順は申請書類の提出順とさせていただきます。

プレゼンテーション審査では、はじめに申請団体から事業計画書のプレゼンテーションを15分以内で行っていただき、その後、質疑応答を20分程度行います。

その後、15分程度で資料4の「第2次審査結果配点表(案)」に点数をつけていただきます。

プレゼンテーションにつきましては、第1次審査での得点とか順位に関係なくプレゼンテーションの内容及び質疑応答等を踏まえまして評価をお願いいたします。

特に質疑応答に関しましては、各団体とも他の2団体の申請内容を知らないということを前提に質問をそれぞれしていただきますようお願いいたします。

質疑応答に関しましては、同じく資料4の「第2次審査結果配点表(案)」をご覧ください。

配点表は3団体分、3組を用意しております。

配点表についてですが、第1次審査でも用いた4個の評価項目から、直接聞くことにより、より適切な評価ができると考えられる評価項目を選択し、それを図るための4つの質問を作成しました。

得点は、質問1及び4について、それぞれ20点とし、質問2及び3について、それぞれ10点とし、1人当たりの満点は60点とし、委員5人で最大300点となります。

採点の際は、配点表に得点を整数で記載していただきますようお願いいたします。

内容ですが、質問項目につきましては、今回の指定管理者に対する本市の期待する項目として作成しております。

とりわけ本市といたしましては、1つ目として、障がい児及び医療的ケアが必要な重症心身障がい児の支援策についてでございます。

2つ目としては、障がい者の就労支援についてでございます。

3つ目としては、地域に開かれたセンターについてでございます。

4つ目としては、管理業務収支計画書についてでございます。

配点表の右端にあります備考欄には、ご自由に質問項目のことについて記入していただきますようお願いいたします。

【委員長】 ただいまの事務局からのご説明につきまして何か意見、ご質問はございませんか。

そうしましたら事務局案の採点表、資料4を使って評価してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

つぎに申請団体に対して、質問を行う委員について事務局は、どのよう
にお考えですか。

【事務局】 ただいまの3団体に対する質問1の1を委員長、質問1の2をD委員に、
質問2をE委員に、質問3をC委員に、質問4をB委員にお願いしたいと
考えおりますが、いかがなものでしょうか。

(異議なしの声あり)

【事務局】 それでは、第2次審査としまして3団体にプレゼンテーションを行って
いただきます。

【事務局】 それでは、まもなく社会福祉法人 晋栄福社会 さんにプレゼンテーシ
ョンを行っていただきます。

(晋栄福社会 入場)

審査の前に、2点確認をさせていただきます。

貴団体の役員等に本市の市長や議員が加わっていることはないでし
ょうか。

【晋栄福祉会】 ありません。

【事務局】 次に、貴団体の構成員に暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者はいませんか。

【晋栄福祉会】 おりません。

【事務局】 それでは、これよりプレゼンテーション審査を始めます。

はじめに 15 分以内で施設事業計画書のプレゼンテーションを行ってください。

15 分後にタイマーがなりましたら、ただちにプレゼンテーションを終了してください。

また、1 分前になりましたら事務局が手を挙げて、合図をいたしますので、時間内でまとめてください。

その後、委員から質問を行いますので、簡潔明瞭にお答えください。

なお、審査で発言された内容は全て記録され、必要があれば公表することもありますので、ご了承ください。

それでは、プレゼンテーションを始めてください。

【晋栄福祉会】 (プレゼンテーション)

(門真市情報公開条例第 6 条第 2 号の規定により不開示)

【委員長】 それでは、質疑応答に移ります。委員の皆さんは、順次、質問をお願いします。

まず、私の方からご質問いたします。

今年、10 月よりセンターにて障がい児を対象とした放課後等ディサービスを実施しており、来年度からは重症心身障がい児を対象とした放課後等ディサービスの実施を予定しております。

この放課後等ディサービスを実施するに当たり、障がい児に対する具体的な支援策及び介護者の負担軽減策を考えておられますか。

【晋栄福祉会】 重度心身障がい児に対する放課後等ディサービスを開始するにあたり、どの地域でもそうだが、重度の受入れを一番大切にしています。

門真市の大切な受け皿として、利用者だけでなく利用者の家族が安心していけるようにつなげていきたいです。

利用者の家族が安心するという事は、サービスの利用時間だけではなく、相談業務により利用者の家族の心のケアに取り組んでいきたいです。

情報を提供、交換することにより、これから安心して生活していいのだという、放課後等ディサービスでありたいと考えます。

もちろん医療的ケアが必要な方については、担当の主治医と連携しながら、法人の医師、看護師、介護にたずさわる職員が連携しながら、もし緊急の事態があれば、すぐに行動できるように協力体系を築いていきたいです。

【D委員】 質問としましては、医療的ケアが必要な重症心身障がい児の支援策についてです。

重症心身障がい児が利用する場合において、看護師1名以上を配置することが必須条件となっておりますが、重症心身障がい児に対する医療的ケアを実際行う上で、貴団体から提出のあった申請書類に記載されている看護師の人員以上の配置が必要となった場合において、どのような対策を考えておられますか。

【晋栄福祉会】 法人のスケールメリットではありますが、法人の中には、たくさんの診療所があります。

また、訪問看護ステーションを来年4月より24時間体制で取り組んでいきたいです。

法人一丸となって医療の方に取り組んでいきたいです。

【E委員】 質問としましては、貴団体の申請書にも記載されているとおり障がい者が地域で生活していくうえで、障がい者の就労は、非常に重要な柱であります。

働くことを希望する障がい者が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会生活を実現するために、今後、障がい者の就労支援につきまして具体的に何か考えておられることがあれば教えて下さい。

【晋栄福祉会】 法人内の小さい多機能型の施設で障がい者を 1 名清掃業で週 5 日雇用しています。

そういう実績があるので、できると考えます。

その方の能力適性等を踏まえながら、積極的に取り組んでいきたいです。

【E 委員】 施設だけでなく、法人全体ですか。

【晋栄福祉会】 そうですね。

障がい者の雇用比率も満たしております。

【C 委員】 センターを地域に開放することにより、障がい者に対する理解の促進を図ることになります。

地域に開かれたセンターとして、センターの設備・機器、ミーティングルーム、情報制作室等の活用をどのように考えておられますか、また地域関係機関にどのような取り組みを考えておられますか。

【晋栄福祉会】 地域で障害者福祉センターをどのように開放するかについては、先程のプレゼンテーションでもお話しましたとおり、地域との関わりが非常に大切な取り組みであると考えます。

法人本部内でも地域にフロアを開放したりしています。

地域にとって障害者福祉センターがまずどのように見られているか考える必要があります。

障害者福祉センター 2 階にあるこの場所は交通の便が良い、立地条件が良い、でも実際は近所に住んでいる人もどうなっているか、どういった職員がいるか、どういった障がい者がいるか、どういった取り組みをしているか、地域に住んでいても、なかなか把握するのは難しいです。

そこで、我々が積極的に地域に出ていく、地域と関わりを持つこと

で、障害者福祉センターで地域の方がこういった時に利用できる、貸館を利用できるきっかけになったらいいです。

障害者福祉センターを大切な地域資源であると地域の住民にイベントだけでなく、日頃から伝えていきたいです。

具体的な方法としましては、法人内の保育園で地域包括支援センターを運営しています。

公民館を借りて出張でやっています。

もし可能であれば、そういうのをやりたいと考えております。

【B委員】

質問としましては、管理業務収支計画書についてです。

平成26年度の管理業務収支計画書を提出されており、生活介護、放課後デイサービスに対する収入、支出が記載されておりますが、この中で26年度人件費につきまして、生活介護、新しく始まる放課後等デイサービス事業の比重をどのように考えているか教えて下さい。

【晋栄福祉会】

利用の実態にあわせてやっていきたいです。

法人が大きいため、法人内のスケールメリットをいかしながら、法人のバックアップを受けながら事業運営推進していきたいと考えております。

細かい運営支出については、初めてのため1，2年目は、そんなにないと思っています。

【B委員】

同じ人が生活介護も放課後等デイサービスをやるのですか。

【晋栄福祉会】

時々で兼務を考えているが、今日は、生活介護、今日は放課後等デイサービスといったしっかりとした実施形態を行っていきます。

【委員長】

あと何かご質問ございませんか。

質問以上で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

【事務局】 この結果につきましては、10月下旬に郵送させていただきますので
よろしくお願いいいたします。

晋栄福祉会 さん、本日は、ありがとうございました。

(晋栄福祉会退室、委員採点)

それでは、委員の皆さま 15分程で採点をお願いいたします。

続きまして、アースサポート 株式会社 さんにプレゼンテーション
を行っていただきます。

(アースサポート入場)

審査の前に、2点確認をさせていただきます。

貴団体の役員等に本市の市長や議員が加わっていることはないでし
ょうか。

[アースサポート] ございません。

【事務局】 次に、貴団体の構成員に暴力団員または暴力団員と密接な関係を有す
る者はいませんか。

[アースサポート] ございません。

【事務局】 それでは、これよりプレゼンテーション審査を始めます。

はじめに 15分以内で施設事業計画書のプレゼンテーションを行って
ください。

15分後にタイマーがなりましたら、ただちにプレゼンテーションを終
了してください。

また、1分前になりましたら事務局が手を挙げて合図をいたしますの
で、時間内でまとめてください。

その後、委員から質問を行いますので、簡潔明瞭にお答えください。

なお、審査で発言された内容は全て記録され、必要があれば公表することもありますので、ご了承ください。

それでは、プレゼンテーションを始めてください。

【ア-サポート】

(プレゼンテーション)

(門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示)

【委員長】

それでは、こちらからご質問させていただきます。

本年10月よりセンターにて障がい児を対象とした放課後等ディサービスを実施しており、平成26年4月からは重症心身障がい児を対象とした放課後等ディサービスの実施を予定をいたしております。

放課後等ディサービスを実施するに当たり、障がい児に対する具体的な支援策及び介護者の負担軽減策等のお考えがあれば、お示してください。

【ア-サポート】

今のうちのほうで、指定を取ってやっている事業はありません。

但し、類似の施設で具体的には草津のディサービスで放課後児童の受け入れをやっています。

草津市の独自の事業であって、施策にのってやっていません。

その介護者の負担軽減として個別に家庭訪問をし、ヒアリングを月1回行っています。

ニーズの掘り下げを行いやってきました。

今後もこれを継続していきます。

障がい児への支援策としては吹田と草津で行っているが、発達途中の子供さんになるので、家族さんと連携してどういう風に支援していけるのか、どのように社会資源を活用していくのか、関係機関等と協力しながら強化していければと考えております。

草津と吹田の実績を使ってやらしていただければと考えております。

【D委員】

質問としましては、医療的ケアが必要な重症心身障がい児の支援策についてでございます。

重症心身障がい児が利用する場合において、看護師1名以上を配置す

ることが必須条件となっておりますが、重症心身障がい児に対する医療的ケアを行う上で、貴団体から提出のあった申請書類に記載されている看護師の人員以上の配置が必要となった場合において、どのような対策を考えておられますか。

考えをお聞かせ下さい。

【ア-サポート】

ここの記載は、今の状況を踏まえて記載しました。

実際行うときは、これ以上の人員配置を行いたいと考えております。

吹田と草津でもどんどん追加いたしました。

特に吹田市では、看護師2人だったが、吹田から要望があり来年は3人にする予定であります。

うちは訪問入浴介護事業をやっており、その事業に看護師は、必須になります。

関西で20箇所こえる訪問入浴介護事業、通所介護事業所があり、看護師の配置の確保はできます。

そのへんは臨機応変に対応できると考えております。

【E 委員】

それでは私の方から質問させていただきます。

貴団体は各施設で障がい者の雇用をよくしていると思います。

障がい者が地域で生き生きと生活していくためには、就労は重要な柱であります。

障がい者の就労支援について何か考えておられますか。

申請書にも書かれていますが、再度お聞かせいただけたらありがたいです。

【ア-サポート】

障がい者の就労については、申請書4の1をご覧ください。

具体的には、指定管理者に許可されている部屋のうちの1室を利用して、障がい者に対する就労についての相談助言等の支援、事業主に対する障がい者雇用に関しての相談助言等の支援、障がい者就労に関する情報収集及び普及啓発を行いたいです。

部屋をどことは決めていません。

また、市に相談していきたいです。

補足になりますが、社内の雇用については人事グループが各ハローワークから相談をうけて、受入れ体制の刷り合わせを行います。

刷り合わせを行い、各事業所の長にこのような方が応募されていると伝え、トップダウンでやっています。

現地を見たうえで、やれるかどうか確認しています。

人事部中心で動いております。

【E委員】 そういうサポート体制を取られているということですね。

[ア-サポート] そのとおりでございます。

【C委員】 私から質問としましては、地域に開かれたセンターについてです。
センターを地域に開放することにより、障がい者に対する理解の促進を図ることになります。

地域に開かれたセンターとして、センターの設備・機器、ミーティングルーム、情報制作室等の活用を踏まえどのように考えておられますか、また地域関係機関にどのような取り組みを考えておられますか。

[ア-サポート] 施設の開放についてですが、指定管理者となれば一般開放していきたいです。

障がいの施設になるので、障がい者、障がい児、関係機関が中心になるが、地域に向けて開放していくのが大切であります。

各自治体や民生委員さんと展開していく、全国で地域包括センター9箇所を持っています。

地域ネットワークを持っています。

地域の力がないと福祉は成り立たないと考えております。

そういう実績をもとに草の根作戦を展開していきたいです。

地域関係機関との連携については、医療機関との連携が必要であります。

障がいは、医療度が重いと思い、吹田と草津をやった場合にもまず関係医療法人に挨拶に伺いました。

地域における技術、知識の向上のためのセミナーにも職員を参加させました。

あと、自治体、自治会、民生委員さんが鍵になるかと思っております。

【B委員】

質問としましては、管理業務収支計画書についてです。

先程ご説明ありましたが、26年度の支出、収入、介護とデイサービスについて常勤者、非常勤者、あるいは同じ人なのか、お考えをお教え下さい。

[アースサポート]

基本的に委託事業に関しては、人は動かしません。

指定期間が3年とか、5年と決められているのでスタート当時と同じ形で展開していきます。

できるだけ正規雇用を配置したいです。

収支の関係もあるので、全員が正規雇用かは分かりません。

事業の中心になる、看護師、管理者、介護者の数名は常勤でいきたいです。

吹田市でも5割程度は、正規雇用でやっています。

常勤雇用をできる限りはやっていきたいです。

【委員長】

質問も出つくしたようですので、アースサポート さんに対する第2次審査を終了いたします。

【事務局】

この結果につきましては、10月下旬に郵送させていただきますのでよろしくお願いいたします。

アースサポート さん、本日は、ありがとうございました。

(アースサポート退室、委員採点)

それでは、委員の皆さま15分程で採点をお願いいたします。

それでは続きまして、株式会社 オールケアライフ さんのプレゼ

ンテーションを行っていただきます。

(オールケアライフ入場)

審査の前に、2点確認をさせていただきます。

貴団体の役員等に本市の市長や議員が加わっていることはないでしょうか。

【オールケアライフ】 ございません。

【事務局】 次に、貴団体の構成員に暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者はいませんか。

【オールケアライフ】 ございません。

【事務局】 それでは、これよりプレゼンテーション審査を始めます。
はじめに 15 分以内で施設事業計画書のプレゼンテーションを行ってください。

15分後にタイマーがなりましたら、ただちにプレゼンテーションを終了してください。

また、1分前になりましたら事務局が手を挙げて合図をいたしますので、時間内でまとめてください。

その後、委員から質問を行いますので、簡潔明瞭にお答えください。

なお、審査で発言された内容は全て記録され、必要があれば公表することもありますので、ご了承ください。

それでは、プレゼンテーションを始めてください。

【オールケアライフ】 (プレゼンテーション)

(門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示)

【委員長】

それでは、質疑応答に移ります。

まず、私からプレゼンテーションにもありましたが、本年10月よりセンターにて障がい児を対象とした放課後等ディサービスを実施しておりますよね。

また、平成26年4月からは重症心身障がい児を対象とした放課後等ディサービスの実施を予定しております。

プレゼンテーションの中でも他の場所で重心をやって頑張っていると思いましたが、放課後等ディサービスを実施するに当たり、障がい児に対するさらなる具体的な支援策及び介護者の負担軽減策をプレゼンテーションにもショートステイと、グループホーム、ケアホームの話もあったが、包括的に支えていく施策の展開、気持ちをお伺いできたらと思います。

【ホールアライフ】

重症心身障がい児以外の放課後等ディサービスは、門真でもできているし、近隣市、例えば寝屋川、守口市で出来ています。

しかし、重症心身障がい児は私達しかおりません。

今、守口市内で事業所が1つあるが、定員5名に対して約20名おり支給決定を受けているが、支給決定日数を活用出来ていません。

重症心身障がい児のサービス提供していくのは、私達の使命であります。

以前は、やったからには、守る、途中で止められない、継続していくのが使命と考えていたが、最近は不足している分を増やしていかなければならない、増やすのが使命と考えております。

重度の方に対する短期入所と書かしていただいておりますが、例えば、生活介護が駄目なので短期入所ではなく、短期入所単体で成り立つ為に、どうすべきか、センターの利用者が署名を集められて短期入所を始めてくださいと意見書を門真市に対して出しています。

不足に対してどういう努力をしていくべきか常に考え、取り組んでおります。

【D委員】

今日いただいた資料5ページの人員体制についてですが、以前提出があった資料7（1）の中にも人員体制についてありまし

たが、現在生活介護で3名の看護師でやっている、しかし以前提出があった資料では、看護職員3名でした。

放課後等ディサービスについても、今回の資料では、看護職員2名となっていますが、以前の資料では、看護師2名となっており、その辺の内容の説明をして下さい。

あと、PT、OT、ST5名について今後も5名を考えているのか、どのように考えてどのように活用していくのか教えて下さい。

【ホールアライフ】 看護師については、看護職員が看護師に変わっているということですか。

【D委員】 生活介護では、今日のプレゼンテーションでは、看護師3名と説明されましたが、以前提出があった資料では、看護職員3名となっている。

看護師となっていないですね。

【ホールアライフ】 看護師と言えるのは制度的に、正看護師であり、看護職員というのは、準看護師になります。

その違いがあります。

本日の資料は、生活介護の方は看護職員であり、放課後等ディサービスの重心では、正看護師しか認められておりませんので、看護師で行います。

今日、看護師と書いているのが看護職員です。

現在の放課後等ディサービスは、重心ではないので、看護職員で問題ありません。

PT、OT、STの先生方は各病院に勤務されている方で、非常勤として来てもらっています。

リハビリの先生は、通常医師の指示書に基づくりハビリを行うのが役割であるが、私たちが来てもらっている先生方は、介護職員ができるサービスの1つ、例えば歩行の訓練の仕方、PTの先生が直接施術することが目的ではなく、この人にとってプラスになることは何なのか、OTの先生が来たらポジショニング、こういうポジショニングが

この方にとってベストである、看護職員がそれを見ていつもそのポジションを保てるように、そういう技術をもてるように、利用者、介護職員を見ていただいてどうするのがよいのか見てもらっています。

STの先生方については1人1人直接発語を見てもらう、また発語の練習をどういう風にしたらいいか介護職員ができることを先生から教えてもらい、それを実践しております。

【E委員】

それでは、私のほうから質問させていただきます。

障がい者の方にとって就労は重要な課題であります。

申請書の中にもお示しされていますように、現在法人全体では2.36、センター内では、2.63と雇用率があり法定雇用率を確保されていますが、そういった中で雇用以外で障がい者の支援がありましたら教えてください。

【ホールアライフ】

直接雇用については、車いすに乗っている重度の者が管理部におり、役職を付け、重要なポジションで働いております。

障がい者雇用について何かでおれる、どちらかが我慢して雇用率の達成を満たすためだけといった雇用は長く続かないと考えています。

我々が希望することと本人の能力がかみ合って長く雇用が続くと考えております。

直接雇用については、常に我々が求めることと本人ができることがかみあえば、長く勤務ができると考えております。

障がい者雇用についてはハローワークにも常に求人をだしております。

直接雇用についてはそのかわりハードルは高い、でもそれに臨むところではあればお互いやっていただける、そういう関係作りを考えております。

利用者の就労については、障害者優先調達推進法に基づき門真市で1件、あと11月に障がい福祉課の仕事をする予定です。

重度の方が多いので、就労は難しいと思われましたが、職員とともに医療的ケアの方でも何かできること（例えば、ネットでデータの修正）をやってもらいました。

重度の方は給料をもらうことも考えられませんでした。
実際 350 円だったが、それでもとても本人、家族喜んでいました。
法律を有意義に活用し、今後でも取り組んでいきたいです。

【E 委員】 障がい者にとって自分が社会の役に立っている自覚を持つことに貢献していると思いますね。

【C 委員】 質問としましては、地域に開かれたセンターについてです。
センターを地域に開放することにより、障がい者に対する理解の促進を図ることになります。
地域に開かれたセンターとして、センターの設備・機器、ミーティングルーム、情報制作室等の活用を踏まえどのように考えておられますか、また地域関係機関にどのような取り組みを考えておられますか。
見学者も多いとは聞いています。
人の出入りも多いとは聞いています。

【ホールアライヴ】 貸館につきましては、プレゼンテーションでも説明したとおり、平成 21 年に指定管理になってから利用される団体は増えております。
当事者の団体であったり、利用の頻度も増えています。
空いている時もあるが、その時は利用者が利用しています。
ミーティングルームで映画上映をやったりして、それを利用者が楽しんでいきます。
放課後等ディサービス事業では、今重心はやっていないが、実際、経管栄養や在宅酸素の子がおり、それ以外に元気な多動の子がいます。
10 名定員で職員 6 人配置しており、基準以上に配置しているが、それでも自閉症の子がパニックになる時があり、身体の子と離す必要がある時が起こります。
その時に、貸館の部屋を利用しています。
夏休みの話ですが、障害者福祉センターの外に大階段があります。
大階段の両側に放課後等ディサービス行っているアトリエと貸館の相談室、集会室が向かい合わせになっている、窓を開けて職員も子供も合図したり、旗振ったりして楽しみました。

そういう風に貸館内を利用していました

【B委員】 質問としましては、管理業務収支計画書についてです。

平成26年度管理業務収支計画書で、収入で、生活介護、放課後デイサービス、それに対する人件費の支出に係る生活介護、放課後デイサービス分けて記載されておりますが、その辺の方針、どこに重点を置いているか教えて下さい。

【オールケアライフ】 生活介護は、プレゼンテーションのとおりかなり多く人員配置しております。

日中一時それと生活介護やっていたが、職員応援しあうときはあるが、ほとんど生活介護、児童デイと分けています。

職員の人数は、生活介護については現状の人数に報酬額をかけたもの、児童デイは新設の為、来てもらった人の1年目、2年目、3年目になったら当然昇給がありますので、それを踏まえて計算しています。

今と同じくらいになっております。

【委員長】 質問も出つくしたようですので、オールケアライフ さんに対する第2次審査を終了いたします。

【事務局】 この結果につきましては、10月下旬に郵送させていただきますのでよろしく願いいたします。

オールケアライフ さん、本日は、ありがとうございました。

(オールケアライフ退室、委員採点)

それでは、委員の皆さま15分程で採点をお願いいたします。

【委員長】 それでは、事務局は第2次審査結果配点表を回収し、集計を始めてください。

これより集計結果がでるまで15分間の休憩とします。

なお、採点の加点等の修正がある委員様におかれましては修正の後、事務局へお渡し下さい。

(休憩および集計)

【委員長】 それでは、委員会を再開します。
まず、集計結果について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】 それでは、集計結果について報告します。
集計結果は、資料3の「第1次審査結果報告」と第2次審査を合わせた得点をご報告します。
第1位は、株式会社 オールケアライフで、653点です。
第2位は、社会福祉法人 晋栄福社会で、583点です。
第3位は、アースサポート 株式会社で、523点です。
以上で、集計結果の報告を終わります。

【委員長】 第1次書類審査及び第2次プレゼンテーション審査を通して、委員の皆さんから評価・選定に関してご意見を伺いたいと思います。
何かございますでしょうか。

【D委員】 今、第1次書類審査及び第2次プレゼンテーション審査の合計点の発表がありましたが、第2次審査のみの点数を教えてくださいませんか。

【事務局】 そうでしたら、申し上げます。
第1位は、株式会社 オールケアライフで、264点です。
第2位は、社会福祉法人 晋栄福社会で、201点です。
第3位は、アースサポート 株式会社で、195点です。

【委員長】 全体通じて意見ありますか。

【E委員】 晋栄福祉会、アースサポートさんともにオールケアライフさんに比べて企業規模としては、大きく、スケールメリットはあるが、介護、老人福祉が中心で、障がい者には自信がない、感想にもあった委託する方としては、不安がありますね。

オールケアライフさんは、実際やっているし、将来的な事も設計できる、委託する方としては、安心して委託できると感じました。

【D委員】 私も感じたことは、2次で開きがあった。

収支計画について開きがある、人員について必要なら増やすと言っていたが、それなら収支計画が甘いと言わざるをえない、全体通して実際やっているオールケアライフは、手厚い人員配置を行っており、それをもとに考えていける配置になっている、今日の中でも良かったです。

【B委員】 第1次書類審査では、晋栄福祉会とオールケアライフはほぼ同採点としましたが、本日のオールケアライフ社長のプレゼンテーションでの熱意を感じました。また、実行予定の事業計画が良くできていました。3社の中では、オールケアライフが順当な選択ではないかと思えます。

【C委員】 話きいたりいろいろ見たりして、今日1位になったところは、90%程、障がいの事をやっていますね。

それが決めてであり、継続が利用者にとってプラスになる、変わるとやり方も多少かわる、重心にとって今回変わらない方がいいと思えました。

結果は、そのとおりになってよかったと思っています。

【委員長】 私も皆さんと同じ意見である、プレゼンテーションでの社長の熱意を感じた、当事者の立場にたった実践が出来ていた、門真を中心に近隣に向けて事業を展開していく、しかもしんどい事業を展開している、センターが発信して拠点となっていければと考えております。

オールケアライフが妥当と思えます。

以上でございます。

【委員長】 それでは、第1次審査と第2次審査の合計得点と皆様のご意見を集約し、指定管理者候補者の順位を、第1位 株式会社 オールケアライフ、第2位 社会福祉法人 晋栄福祉会、第3位 アースサポート 株式会社と決定したいと思います。

これによって、指定管理者候補者は、株式会社 オールケアライフといたします。

もし、この団体が指定管理者に指定するのに著しく不適當な事由が生じた場合は、2位の 社会福祉法人 晋栄福祉会 を指定管理者の候補者としますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【委員長】 それでは、以上のとおり、市長に意見具申を行うことと決定します。最後に、今後のことについて事務局より説明をお願いします。

【事務局】 それでは、今後のことについてご説明します。

まず、申請団体に対しては、選定結果を郵送により通知します。

また、本日より2週間以内に、第2回委員会の会議の内容を簡潔にまとめた要旨を公表します。

会議録につきましても前回会議で申しあげましたとおり、第2回委員会終了後速やかに、第1回と第2回の会議録を併せて公表します。

次に、指定管理者候補者を市長に具申してから指定管理者として決定されるまでの手続きについてご説明します。

本委員会により指定管理者候補者として具申された団体を、市長が12月に開催される平成25年門真市議会第4回定例会に上程し、指定議決を求めます。

この議決をもって指定管理者として決定することとなります。

最後に、大変お忙しいなか、約2週間にわたり、貴重なお時間を割い

ていただき、障害者福祉センターにふさわしい指定管理者候補者を選定
いただきましたことを、事務局一同心から御礼申し上げます。

誠にありがとうございました。

【委員長】 以上をもちまして、第2回障害者福祉センター（門真市保健福祉セン
ター内）指定管理者候補者選定委員会を閉会します。

どうもありがとうございました。